

事 務 連 絡

平成 24 年 3 月 30 日

各 地 方 整 備 局 企 画 部

技 術 管 理 課 長 殿

技 術 調 査 課 長 殿

北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部

技 術 管 理 課 長 補 佐 殿

沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部

技 術 管 理 課 長 殿

大 臣 官 房 技 術 調 査 課

工 事 監 視 官

「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の
強度測定要領（解説）」について

「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」については、別途技術調査課長名をもって通知したところであるが、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（解説）」を別添のとおり改定したので、送付する。

なお、『「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（案）（解説）」について』（平成 21 年 4 月 17 日付け事務連絡）は廃止する。